

菊池市監査委員公告第3号

令和3年12月10日付け菊監第123号で提出した財政援助団体等監査の結果に関する報告に対し、菊池市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月17日

菊池市監査委員 宮川 貞雄

菊池市監査委員 古田 浩敏

1. 本法人における経理など全般について

監査の結果（改善すべき点）	措置を講じた内容
(1) 規程を作成・整備するよう求めるもの ア 経理規程及びそれに付随する細則を作成するよう求めるもの イ 旅費規程を整備するよう、また日当額を見直すよう求めるもの	ア 法人にて経理規程及びそれに付随する細則が作成されたことを確認した。 イ 法人にて旅費規程が整備されるとともに、日当額の見直しが行われたことを確認した。
(2) 株主研修について再考するよう求めるもの	法人にてその必要性、実施について再考され、今後は実施しないとの報告を受けた。

2. 本法人における交際費について

監査の結果（改善すべき点）	措置を講じた内容
(1) 慶弔規程の整備並びに支出伝票などの適正な作成及び処理を行うよう求めるもの ア 慶弔規程を整備するよう求めるもの イ 支出伝票などの適正な作成及び処理を行うよう求めるもの	ア 法人にて慶弔見舞金規程が整備されたことを確認した。 イ 法人にて支出伝票などが適正に作成されたことを確認した。
(2) 交際費として処理するものを経理規程等で定めるよう求めるもの	法人にて、交際費として処理するものを経理規程及び勘定科目処理要領で定められたことを確認した。
(3) 不当な支出を行わないよう求めるもの ア 支出については、すべての支出について支出伝票などの整備を行うよう求めるもの イ 使途が明らかでない支出を行わないよう求めるもの ウ 慶弔費について、会社名（代表取締役名）以外については、支出しないよう求めるもの、その他合理的理由のない支出を行わないよう求めるもの エ タクシー・代行利用について、使用者、利用目的・理由、使用区間などの記載をするよう求めるもの オ 二次会費用など、個人等で負担すべきものについ	ア 法人にて支出伝票などの整備が行われたことを確認した。また、法人による精査の結果、根拠資料等により支出の事実について報告を受けた。 イ 法人にて相手先、目的等を明確に記載する伺い書が作成されたことを確認した。また、法人による精査の結果、24件 231,197円については今年度中に返還される旨報告を受けた。 ウ 法人にて慶弔見舞金規程が整備され、会社名以外については、支出しないことを確認した。また、交際費規程が整備され、合理的理由のない支出を行わないことを確認した。また、法人による精査の結果、慶弔費については1件 9,900円、その他合理的理由のない支出については6件 94,100円を今年度中に返還される旨報告を受けた。 エ 法人にて交際費規程が整備され、それに付随する伺い書により内容を記載することを確認した。また、法人による精査の結果、15件 71,300円については今年度中に返還される旨報告を受けた。 オ 二次会費用など、個人等で負担すべきものについ

<p>については、支出しないよう求めるもの</p> <p>カ 出張において、出張者に対し日当と飲食費の重複支給をしないよう求めるもの</p>	<p>ては、支出しないとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、43件 830,674円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p> <p>カ 日当の中で食事費を賄うこととするとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、8件 173,721円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p>
<p>(4) 市が出資した団体として不適切な支出を行わないよう求めるもの</p> <p>ア 公務員への飲食の提供を行わないよう求めるもの</p> <p>イ 合理的理由のない支出を行わないよう求めるもの</p> <p>ウ タクシー・代行の利用について見直すよう求めるもの</p>	<p>ア 公務員との飲食が予定される場合は、事前に予定額を通達し会費を徴収することとされ、飲食の提供を行わないとの報告を受けた。また、第三セクター連絡協議会等の懇親会等の費用については、出席した市長及び市職員が自主的に返還した。</p> <p>イ 今後は職員への参加を強制せず、個人負担とするとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、11件 104,100円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p> <p>ウ 社内飲食時のタクシー・代行の利用については個人で負担するとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、30件 91,580円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p>
<p>(5) 計上誤りをしないよう求めるもの</p>	<p>法人にて経理規程及び付随する勘定科目処理要領が作成されたこと確認した。また、顧問税理士への確認を怠らないとの報告を受けた。</p>

3. 本法人における研修費について

監査の結果（改善すべき点）	措置を講じた内容
<p>(1) 社員に対する慰安的な旅行は、福利厚生費で処理するなど適正な科目で処理するよう求めるもの</p>	<p>今後は福利厚生費で支出するとの報告を受けた。</p>
<p>(2) 不当な支出を行わないよう求めるもの（代表取締役及び社員に対する日当と飲食費の重複支給をしないよう求めるもの）</p>	<p>日当の中で食事費を賄うこととするとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、18件 155,000円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p>

4. 市における出資団体への指導などについて

監査の結果（改善すべき点）	措置を講じた内容
<p>出資団体に対する市としての指導・監督方針や基準について、国の通知に基づき、見直しを行うよう求めるもの</p>	<p>第三セクターに対する行政関与のあり方を明らかにするため、「第三セクター見直し方針」を改訂した「菊池市第三セクターに関する指針」を令和4年3月に策定した。</p>

5. 今後の対応について

財政援助団体等監査の結果に関する報告を受け法人において講じた措置について、今後の確実な実施及び適切な運用が図られるよう、令和4年3月に策定した菊池市第三セクターに関する指針に基づき、定期的なモニタリングを実施するなど、指導等を実施していく。

1. 本法人における経理などの全般について

監査の結果（改善すべき点）	措置を講じた内容
(1) 規程を作成・整備するよう求めるもの ア 経理規程及びそれに付随する細則を作成するよう求めるもの イ 旅費規程を整備するよう、また日当額を見直すよう求めるもの	ア 法人にて経理規程及びそれに付随する細則が作成されたことを確認した。 イ 法人にて出張旅費規程が整備されるとともに、日当額の見直しが行われたことを確認した。
(2) 株主研修について再考するよう求めるもの	法人にてその必要性、実施について再考され、今後は実施しないとの報告を受けた。

2. 本法人における交際費について

監査の結果（改善すべき点）	措置を講じた内容
(1) 慶弔規程の整備並びに支出伝票などの適正な作成及び処理を行うよう求めるもの ア 慶弔規程を整備するよう求めるもの イ 支出伝票などの適正な作成及び処理を行うよう求めるもの	ア 法人にて慶弔見舞金規程が整備されたことを確認した。 イ 法人にて支出伝票などが適正に作成されたことを確認した。
(2) 交際費として処理するものを経理規程等で定めるよう求めるもの	法人にて、交際費として処理するものを経理規程及び勘定科目処理要領で定められたことを確認した。
(3) 不当な支出を行わないよう求めるもの ア 支出については、すべての支出について支出伝票などの整備を行うよう求めるもの イ 用途が明らかでない支出を行わないよう求めるもの ウ 慶弔費について、会社名（代表取締役名）以外については、支出しないよう求めるもの、その他合理的理由のない支出を行わないよう求めるもの エ タクシー・代行利用について、使用者、利用目的・理由、使用区間などの記載をするよう求めるもの	ア 法人にて支出伝票などの整備が行われたことを確認した。また、法人による精査の結果、根拠資料等により支出の事実について報告を受けた。 イ 法人にて相手先、目的等を明確に記載する伺い書が作成されたことを確認した。また、法人による精査の結果、10件 19,420円については今年度中に返還される旨報告を受けた。 ウ 法人にて慶弔見舞金規程が整備され、会社名以外については、支出しないことを確認した。また、交際費管理規程が整備され、合理的理由のない支出を行わないことを確認した。また、法人による精査の結果、慶弔費については13件 70,500円、その他合理的理由のない支出については3件 26,120円を今年度中に返還される旨報告を受けた。 エ 法人にて交際費管理規程が整備され、それに付随する伺い書により内容を記載することを確認した。また、法人による精査の結果、14件 70,400円については今年度中に返還される旨報告を受けた。

<p>オ 二次会費用など、個人等で負担すべきものについては、支出しないよう求めるもの</p> <p>カ 出張において、出張者に対し日当と飲食費の重複支給をしないよう求めるもの</p>	<p>オ 二次会費用など、個人等で負担すべきものについては、支出しないとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、21件 274,790円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p> <p>カ 日当の中で食事費を賄うこととするとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、2件 43,536円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p>
<p>(4) 市が出資した団体として不適切な支出を行わないよう求めるもの</p> <p>ア 公務員への飲食の提供を行わないよう求めるもの</p> <p>イ 合理的理由のない支出を行わないよう求めるもの</p> <p>ウ タクシー・代行の利用について見直すよう求めるもの</p>	<p>ア 公務員との飲食が予定される場合は、事前に予定額を通達し会費を徴収することとされ、飲食の提供を行わないとの報告を受けた。また、第三セクター連絡協議会等の懇親会等の費用については、出席した市長及び市職員が自主的に返還した。</p> <p>イ 今後は職員への参加を強制せず、個人負担とするとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、15件 104,280円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p> <p>ウ 社内飲食時のタクシー・代行の利用については個人で負担するとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、39件 127,220円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p>
<p>(5) 計上誤りをしないよう求めるもの</p>	<p>法人にて経理規程及び付随する勘定科目処理要領が作成されたことを確認した。また、毎月顧問税理士に確認を依頼するとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、1件 4,246円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p>

3. 本法人における研修費について

監査の結果（改善すべき点）	措置を講じた内容
<p>(1) 書類作成を行うよう求めるもの</p>	<p>法人にて出張旅費規程を整備されるとともに、支出伝票などを整備され、書類を作成されることを確認した。</p>
<p>(2) 適正な科目で処理するよう求めるもの</p>	<p>法人にて経理規程及び付随する勘定科目処理要領が作成され、適正な科目で処理されることを確認した。</p>
<p>(3) 不当な支出を行わないよう求めるもの</p> <p>ア 合理的理由のない支出を行わないよう求めるもの</p>	<p>ア 法人にて経理規程及び付随する勘定科目処理要領が作成されたことを確認した。また、今後株主研修は実施しないとの報告を受けた。なお、法人による精査の結果、1件 43,200円については今年度中に</p>

<p>イ 二次会費用など個人で負担すべきものについては、支出しないよう求めるもの</p> <p>ウ 代表取締役及び社員に対する日当と飲食費の重複支給をしないよう求めるもの</p>	<p>返還される旨報告を受けた。</p> <p>イ 二次会費用など、個人等で負担すべきものについては、支出しないとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、2件34,980円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p> <p>ウ 日当の中で食事費を賄うこととするとの報告を受けた。また、法人による精査の結果、2件26,000円については今年度中に返還される旨報告を受けた。</p>
---	--

4. 市における出資団体への指導などについて

監査の結果（改善すべき点）	是正措置を講じた内容
<p>出資団体に対する市としての指導・監督方針や基準について、国の通知に基づき、見直しを行うよう求めるもの</p>	<p>第三セクターに対する行政関与のあり方を明らかにするため、「第三セクター見直し方針」を改訂した「菊池市第三セクターに関する指針」を令和4年3月に策定した。</p>

5. 今後の対応について

財政援助団体等監査の結果に関する報告を受け法人において講じた措置について、今後の確実な実施及び適切な運用が図られるよう、令和4年3月に策定した菊池市第三セクターに関する指針に基づき、定期的なモニタリングを実施するなど、指導等を実施していく。